五十六　学級編制調整加配加算　当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）三十一人以上三百人以下の場合であって、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教論等を一人加配する場合に加算されるものをいう。

［五十七～六十五　略］

六十六　特別地域　次に掲げる地域をいう。

イ　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

ロ　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

ハ　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

ニ　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

ホ　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

ヘ　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島

ト　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

チ　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

リ　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

ヌ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

六十七　特別地域保育体制確保対応加算　当該施設等が特別地域を有する市町村に所在し、かつ当該市町村が、その区域内に居住地を有する小学校就学前子どもに対する教育・保育（法第七条第十項第五号に規定する教育・保育をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提供体制の確保に係る保育所の設置者その他の関係者との協議を行っている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす場合に加算されるものをいう。

イ　市町村が行う当該協議に参画すること。

ロ　当該施設等の利用定員の総数が二十人であり、かつ、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どもの数が十五人以下であること。

ハ　当該施設等が、他の施設等その他の子ども・子育て支援を提供する施設との連携その他の教育・保育の質の確保及び向上並びに地域における教育・保育の安定的な提供の確保に資する取組を行っていること。

六十八　保育ＩＣＴ推進加算　当該施設等が次に掲げる要件の全てを満たす場合に加算されるものをいう。

イ　当該施設等における教育・保育に関する業務に係る情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者を選任していること。

ロ　教育・保育に関する業務において情報通信技術を効果的に活用していること。

ハ　法第五十八条第一項の規定による報告を適切に行っていること。

［号を加える。］

五十六　学級編制調整加配加算　当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）三十六人以上三百人以下の場合であって、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教論等を一人加配する場合に加算されるものをいう。

［五十七～六十五　同上］

六十六　運営継続支援臨時加算　当該施設等において、継続的かつ安定的に特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育の提供を行うために必要な場合に、事務費及び事業費として加算されるものをいう。

［号を加える。］